

I 地域教育文化学部の履修方法等について

山形大学学部規則（以下「学則」という。）第28条第2項、第31条及び山形大学科目履修規程第5条の規定に基づく本学部における授業科目、単位数、授業時間数並びに専門教育科目の履修方法及び専門教科に関する必要な事項は、学則に定められるもののほか、以下に説明する内容によります。

1 学科・コース

(学 科)

本学部には次の学科を置き、定員を次のとおりとします。

地域教育文化学科 240人

(コース)

地域教育文化学科に次のコースを置き、定員を次のとおりとします。

児童教育コース	80人
異文化交流コース	20人
造形芸術コース	15人
音楽芸術コース	20人
スポーツ文化コース	20人
食環境デザインコース	35人
生活環境科学コース	25人
システム情報学コース	25人

2 教育プログラム

各コースに次の教育プログラムを置き、学生はいずれかの教育プログラムを選択します。

児童教育コース（小学校教員免許が必修になります。）

教科実践力向上プログラム（小学校教員免許、幼稚園教諭免許が取得可能です。）

心理プログラム（認定心理士の資格が申請可能です。）

特別支援プログラム（特別支援学校教員免許が取得可能です。）

異文化交流コース

言語文化教育プログラム(日本語)（中学・高校教員免許（国語）が取得可能です。）

言語文化教育プログラム(英語)（中学・高校教員免許（英語）が取得可能です。）

多文化社会教育プログラム（中学校教員免許（社会）、高校教員免許（地歴、公民）が取得可能です。）

国際交流プログラム（国際交流について、より高度な知識と技能を身に付けることが可能です。）

造形芸術コース

造形教育プログラム(美術)（中学・高校教員免許（美術）が取得可能です。）

造形教育プログラム(工芸)（高校教員免許（工芸）が取得可能です。）

造形芸術プログラム（造形芸術について、より高度な知識と技能を身に付けることが可能です。）

音楽芸術コース

音楽教育プログラム（中学・高校教員免許（音楽）が取得可能です。）

音楽芸術プログラム（音楽芸術について、より高度な知識と技能を身に付けることが可能です。）

スポーツ文化コース

スポーツ教育プログラム（中学・高校教員免許（保健体育）が取得可能です。）

スポーツ文化プログラム（スポーツ文化について、より高度な知識と技能を身に付けることが可能です。）

食環境デザインコース

生活文化教育プログラム（中学・高校教員免許（家庭）が取得可能です。）

人間栄養教育プログラム（栄養教諭免許（二種）が取得可能です。）

食環境プログラム（栄養士資格が取得可能です。）

生活環境科学コース

自然科学教育プログラム（中学・高校教員免許（理科）が取得可能です。）

ものづくり教育プログラム（中学校教員免許（技術）が取得可能です。）

科学技術教育プログラム（高校教員免許（工業）が取得可能です。）

生活環境科学プログラム（一級・二級建築士、木造建築士、インテリアプランナーの受験（登録）資格が取得可能です。）

システム情報学コース

数理科学教育プログラム（中学・高校教員免許（数学）が取得可能です。）

システム情報学プログラム（社会調査士の資格が取得可能です。）

3 卒業認定基準

各コースの卒業認定基準は、別に定めるところによります。(73～97頁参照)

4 基盤教育に関する科目

基盤教育に関する科目（導入科目、基幹科目、教養科目、共通科目及び展開科目）の履修は、山形大学基盤教育履修要綱に定めるもののほか、別に定めるところによります。(75頁参照)

5 授業科目・単位数及び履修方法等

授業科目及び単位数及び履修方法等については、別に定めるところによります。(76頁～97頁参照)

6 単位の計算基準

各科目の単位の計算基準は、学則第31条により、次のように定めます。

- (1) 講義及び演習については、30時間の授業をもって2単位とします。なお、特別演習については、30時間の授業をもって1単位とします。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とします。なお、栄養士資格に係わる実験・実習については、45時間の授業をもって1単位とします。

7 履修科目の登録

- (1) 学生は、履修しようとする授業科目を学年又は学期の始めの定められた期日までに登録しなければなりません。
- (2) 登録していない科目は、単位の認定が行われません。

8 履修科目の取り消し

履修登録した科目について、履修を取りやめる場合には、授業開始4週間後の定められた期間に登録した科目の履修取り消し手続きを行わなければなりません。集中講義において履修取り消しを希望する場合は、可及的速やかに学生センター地域教育文化学部担当に届け出なければなりません。履修取り消しの手続きをしない場合は、その科目は成績評価の対象となります。

9 成績評価・単位認定

- (1) 成績の評価は、原則として、当該授業の終了する学期末に行います。
- (2) 成績の評価は、100点満点とし、60点以上を合格とします。また、成績証明書等における評定記号の配点基準は、次のとおりとします。ただし、教育臨床体験（介護等体験）を除きます。

S	100～90点
A	89～80点
B	79～70点
C	69～60点
F	59～0点

さらに、GPA (Grade Point Average) による成績の評価を行います。(5頁参照)

- (3) 単位の認定は、試験・報告書・論文及び平常成績等による担当教員の審査に基づき教授会が行います。
- (4) 追試験・再試験は、原則として行いません。ただし、病気その他やむを得ない事情のため受験できなかった者は、願い出により認めることがあります。

10 転コース

- (1) 転コースを希望する者は、学部長に文書をもって願い出なければなりません。
- (2) 転コースの願い出は、現に所属するコースの了解を得なければなりません。
- (3) 転コースの時期は、2年の前期と後期の学期始めとし、願書は、2月1日から2月15日、又は8月1日から8月14日の間に学生センター地域教育文化学部担当において受け付けます。
- (4) 転コースの願い出は、原則として、コースの定員を超えない範囲で受け付けます。
- (5) 転コースの選考は、希望するコースにおいて、試験（筆記、口述、実技等）に基づいて行い、原則として、入学者選抜試験の成績を加味します。

11 学位

本学部の卒業者には、次に掲げる学士の学位を与えます。

児童教育コース	学士 (教育学)
異文化交流コース	学士 (学術)
造形芸術コース	学士 (学術)
音楽芸術コース	学士 (学術)
スポーツ文化コース	学士 (学術)
食環境デザインコース	学士 (学術)
生活環境科学コース	学士 (学術)
システム情報学コース	学士 (学術)

《 参 考 》

地域教育文化学科の最低修得単位数

科 目 コース	基盤教育科目					専 門 教 育 科 目				自 由 選 択 科 目	総 計
	導 入 科 目	基 幹 科 目	教 養 科 目	共 通 科 目	展 開 科 目	中 心 科 目	基 礎 科 目	専 門 科 目	発 展 科 目		
児童教育コース	2	4	16	11	2	8	38	21	14	14	130
異文化交流コース	2	4	16	11	2	8	30	25	12	20	130
造形芸術コース	2	4	16	11	2	8	24	27	16	20	130
音楽芸術コース	2	4	16	11	2	8	30	29	8	20	130
スポーツ文化コース	2	4	16	11	2	8	30	23	14	20	130
食環境デザインコース	2	4	16	11	2	8	20	24	23	20	130
生活環境科学コース	2	4	16	11	2	8	26	27	14	20	130
システム情報学コース	2	4	16	11	2	8	16	48	18	5	130